

三富紀敬著

『イギリスの在宅介護者』

高島 進



在宅介護者の人間にふさわしい生活(QOL)を保障する課題は今まさに社会保障の最先端の課題になっている。本書は、そのテーマに取り組んだ本文600ページを超える大作であり、イギリス本国でも、これほど綿密かつ系統的にまとめたものは恐らくないと思われる力作である。この研究をはじめたのが1994年であるというから、まさに驚きである。

第2次大戦中の1944年ILOは社会保障を推進するためにフィラデルフィア会議を開き、宣言および所得保障に関する勧告、医療保障に関する勧告を採択した。この時点ではILOは社会保障を所得と医療の保障と捉えていた。1984年、ILOが西欧の指導的な学者に依頼して、まとめた調査報告、“Into the Twenty-first Century: The Development of Social Security”(邦訳「21世紀への社会保障」『週刊社会保障』1296号、1984年9月17日から1317号、1985年2月18日まで連載)は社会保障を所得保障、保健医療サービスおよび社会サービスからなるものとして、社会サービスを付け加え、全体として、社会保障が発達した工業国においてもまだ不十分であり、失業の重大化、離婚の増加などに見られる社会的経済的現象のもとで生活困難が増大している今日は「第2次大戦以後、効果的な社会保障政策の必要がこれほど高まったことはなかった」、と社会保障の改悪の動向に批判を加えつつ、特に、社会サービスが今後ますます重要になるのにほとんどの国で開発が遅れているとその克服を強調している。ここでいう社会サービスは介護などのわが国でいう社会福祉サービスを指している。事実、人口の高齢化などに伴うニーズが増大するなかで、その後、多くの国でその取り組みが進んだ。北欧諸国はこの調査報告の準備中にスウェーデンの社会サービス法(1980

年制定、82年施行)を典型に進んでおり、高齢者については家族介護を当てにしないで、公的サービスにより保障する方向を進めていた。それにもかかわらず、地域調査がフォーマルケアの倍に相当するインフォーマルケアの自発的な存在を認識している。その後、イギリスの1990年NHSおよびコミュニティケア法、ドイツの1994年介護保険法を典型に対応が進められ、報告の指摘の正しさが証明されつつあるが、北欧と異なり、家族や友人のインフォーマルな介護を前提にしており、在宅介護者のQOL保障を必然的にクローズアップすることになっている。スウェーデンでも、失業の増大による自治体税収の減少・停滞、他方で後期高齢層の増大の中で、インフォーマル・ケアの活用を検討せざるを得なくなっていると聞いている。

在宅介護者の担う介護の経済的な重みを本書から引用すれば、オーストラリアでは「在宅介護者の労働は推計によると年間80~100億オーストラリアドルの価値を持つ(94年)。これは統計局によると国内総生産の52~62%に相当する額である。」(21ページ)イギリスでも「ある民間研究機関の作業によるとおよそ329億ポンドに値する(92年)。有償のホームヘルプ・サービスの総額は、同じ92年について3億1000万ポンドである。在宅介護者の担う労働は、両者の合計の99.1%に値する。」(28ページ)まさに現代の大問題であることが示唆される。こうした在宅介護者の負担の重さは、彼らに物心両面の問題を引き起こし、健康はもとより、家族生活、職業生活および広く社会生活の深刻な困難をもたらしている。そして、彼らに対する援助が既に多くの国で具体化され、あるいは具体化されようとしているという。さらに、EUのヨーロッパ委員会(EC)

書 評

が「90年代末葉の今日、ヨーロッパレベルにおける主要な問題のひとつである」と公式に認めるように(34ページ)まさに国際的な問題に発展している。

著者がそうした中で、イギリスを特に中心的な研究対象に選んだのは、偶然ではなく、以下のようなその先進性にある。イギリスは、在宅介護者に関する全国規模の定期調査を実施する数少ない国のひとつであり、政府の統計担当部局がこの種の調査を定期的に行うことでは唯一の国であり、アメリカとともに在宅介護者に関する実に豊富な調査研究を積み重ねてきた国である。また、イギリスの在宅介護者が、その全国組織を世界でもっとも早くに結成して議会内外の運動を繰り広げて来たことで良く知られ、国際レベルにおける在宅介護者団体の結成を提唱したのも、イギリスの在宅介護者組織である。こうした成果として在宅介護者の援助に関する法や制度は相対的に厚い(46～7ページ)。経緯は本書に譲るが、端的に到達点を示すのは、95年の在宅介護者の承認とサービスに関する法である。この法にも問題点はないわけではないが、そこに含まれる前進を明らかにすることが著者の研究の中身であるといつて良からう。在宅介護者へのサービスの中心は何よりも「一時休息」である。

著者の研究はイギリスの研究者の受け売りではない。たとえば、在宅介護者の問題は農村色の強い地域には独特の困難があるはずだという問題意識から、イギリスの研究者や研究機関がもっぱらイングランドの自治体に絞るのに反対して、スコットランドとウェールズの自治体をも調査・研究の対象に加えている。また、少数民族の介護者と在宅介護を担う児童にも特別の注目をあてている。それはそれぞれ独特の困難があり、一般的な把握では捉えきれないからである。実際にも白人中心の介護者、少数民族の介護者、介護する児童の順に問題が認識され、取り組みが始まっていることを示している。福祉制度は日本では高齢者、児童、身体障害者、知的障害者、精神障害者など法律的にもいわば縦割りになっており、介護というと高齢者の問題という風に理解している人も多いと思われるが、介護保険が65歳以上の高齢者と40歳から64歳までの要介護者についてはさらに老化によるものに限定していることが大きく

影響していよう。ドイツの介護保険は年齢・原因を問うものではなく、スウェーデンでもランステイングが重度心身障害者への援助を担当している(LSS法、1991年)のを別にして、社会サービス法はコンミューンが責任をもつ老人、障害者、青少年、児童、その他へのサービスを含む総合的なものである。イギリスでも介護はそうした意味での総合的な概念である。親が病気で介護を必要とすれば、在宅介護者の中には子どもも含まれる。また、著者の集めた1次資料がざっと4500点を越し、本書からはあまりに大部でカットせざるを得ないという事実にも、著者の真実探求の徹底さが現れている。介護者への対応の実態把握は自治体ごとの分析をまず中心に行っているが、足でつかんだ具体性が発揮されている。

わが国でも「老々介護」や「介護疲れで無理心中」などの事件で問題は察知されているはずであるが、研究はきわめて立ち遅れている。著者は「まえがき」で「日本の専門研究者は、イギリスの社会保障や社会福祉の研究にあたって在宅介護者の問題をまったく無視したり、あるいは著しく軽んずるように見受けられる。これは、イギリスにおける社会保障や社会福祉の全体像をいかにも不正確に紹介し、検討することに通ずるのではないか」と厳しく問うているが、私もその一員として、反論の余地がない。日本の介護問題を解決するには介護者の問題を解決しなければならない。本書が一人でも多くの社会保障、社会福祉の研究者に学ばれ、研究が発展する契機になることを願い、またそれを確信している。

(ミネルヴァ書房・2000年1月刊・6800円)

(たかしま すすむ・日本福祉大学)

仲野組子著

『アメリカの非正規雇用』

夏目 啓二

今日、アメリカ経済は、第2次世界大戦後最長の景気拡大を続けている。しかも、この10年にわたる景気拡大は、90年代後半以降5%を下回る失業率を